

収入印紙
貼 付

令和8年度高松市立小・中学校フロン排出抑制法空調機定期点検業務委託契約書

高松市（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、フロン排出抑制法に基づく空調機の定期点検について、次のとおり契約を締結した。

（業務の委託）

第1条 委託者はフロン排出抑制法に基づく空調機の定期点検業務（以下「業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（業務の内容）

第2条 業務の対象校及び対象機器は別表のとおりとし、業務の主な内容は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）フロン排出抑制法に基づく空調機の定期点検

（2）報告書の作成

（法令等の遵守）

第3条 受託者は、業務を遂行するに当たっては関係法令の規定を遵守するとともに、委託者の指示に従い、誠意をもって業務を遂行するものとする。

（履行期間）

第4条 この業務の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（委託料の額及び支払）

第5条 本業務の委託料は、金額 円
（うち消費税及び地方消費税 円）とする。

2 委託者は、業務の完了確認後、前項に基づく受託者からの適法な請求があつてから、30日以内に支払うものとする。

（履行遅滞の場合における遅延損害金）

第6条 受託者の責に帰する理由により、履行期間までに業務を完了することができない場合で、履行期間後に完了する見込があるときは、委託者は、受託者から遅延損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、未着手部分の委託料に対して延長日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合には、その損害のために必要を生じた経費は委託者が負担するものとしその額は委託者と受託者と

が協議して定める。

(契約の保証)

第8条 受託者は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実に認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 受託者は、この契約に基づく一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第10条 受託者は、業務の処理を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の変更等)

第11条 委託者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面により定める。

2 前項の場合、受託者が損害を受けたときは、委託者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

第12条 受託者は、その責に帰することができない事由により履行期間までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

(報告の義務)

第13条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対し、業務の遂行状況について調査をし、報告を求めることができるものとする。

2 受託者は、保守点検結果について、報告書を作成し、提出すること。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第14条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団等 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次条第1項第5号において同じ。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第1項第5号において同じ。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
- (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（委託者の契約解除権等）

第15条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前3号のいずれかに該当する場合のほか、受託者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (5) 第17条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時物品の供給（製造）契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかなを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者と再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（オに該当する場合を除く。）に、委託者が当該再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、業務の既履行部分で検収に合格したものについては、その既履行部分に相応する委託料を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に納入しなければならない。
- 4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。ただし、第1項第6号の規定による契約解除の全部又は一部について、同条第3号又は第4号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲内においては、この限りでない。

第16条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下この項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下この項において「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用

する。

第17条 委託者は、第14条第1項又は前条第1項に定めるもののほか、やむを得ない理由があると認めるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合で受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(受託者の契約解除権等)

第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定によるこの契約の変更等により委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項第3号の規定によりこの契約を解除したときは第14条第2項又は第3項及び前条第2項の規定を、前項第1号又は第2号の規定によりこの契約を解除したときは第14条第2項の規定を準用する。

(談合その他不正行為による賠償金)

第19条 受託者は、第15条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金)

第20条 次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合においては、受託者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として受託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) ア 第14条の規定によりこの契約が解除された場合

イ 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

(2) 次のアからウに掲げる者がこの契約を解除した場合は、(1)イに該当する場合とみなす。

ア 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

イ 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

ウ 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者

(違約金等の徴収)

第21条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した利息を付した額と委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年3.0パーセン

トの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 2 2 条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第 2 3 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 高松市
高松市長 大 西 秀 人

受託者